食の安全・安心に関する施策申出に対する検討
～食品販売業の営業許可を一本化してもらいたい～

生活衛生課食の安全・安心推進係

Ⅰ　経緯

平成 18 年 11 月 20 日、県民から「にいがた食の安心・安全条例」第 18 条第 1 項の規定に基づき、施策改善の申出があった。

《申出の趣旨》

食品販売業を営む場合、多種類の営業許可が必要で小規模な店舗では申請手数料が負担になる。許可を一本化してもらいたい。許可手数料は店舗の大きさで差をつける方法を検討してもらいたい。

《参考》

販売業の場合、取扱う食品により最大 6 業種の許可が必要（内法律３、条例３）。
許可の期限は 5 年で、５年毎に更新手続き。販売業の申請手数は 1 業種 9,600 円
よって全ての食品を販売する場合、5 年毎に 57,600 円必要。
更新に伴う手数料収入は年間で、法令販売業 1700 万円、条例販売業 1000 万円

２　審議会への意見照会

条例 18 条 3 項、取扱要領第 3-3-(3)の規定により、審議会に意見照会を行う。

条例の規定：処理にあたって必要があるときは、審議会の意見を聴く。
取扱要綱　：申出があった場合は原則としてあらかじめ審議会の意見を聴く。

３　申出に対する検討

（１）　販売業許可の１本化

①　食品衛生法の許可（乳類販売、魚介類販売、食肉販売）

許可業種は国の法律で定められているため、**県が１本化することはできない。**
（他の都道府県においても１本化しているところは無い。）

②　新潟県条例に基づく許可（弁当そう菜、豆腐、冷凍食品）

県が地方的実情と必要に応じて国の規制が及んでいない営業について、許可業種を定めているもので、**許可業種の検討や見直しは可能。**

他県の状況

・販売するために許可を要する都道府県数：弁当そう菜販売業９、豆腐販売業５、冷凍食品販売業１
・条例販売業の許可を１本化していないのは新潟県のみ

（２）　店舗の大きさで申請手数料に差をつける。

手数料は、書類審査、受付事務、検査の処理時間（現地への往復を含む）で算定しているが、施設規模により**差をつけることは困難。**
（他の都道府県においても施設の規模による差は無い。）

（参考）

にいがた食の安全・安心条例　（抜粋）

（施策の申出）

第18条　県民は、県の行う食の安全・安心に関する施策に改善が必要であると認めるときは、必要な措置が講ぜられるよう県に対して申出をすることができる。

２　県は、前項の申出（以下「施策の申出」という。）があったときは、必要な調査を行い、当該施策の申出に係る処理の経過及びその結果を当該施策の申出をした者に対し通知するものとする。

３　県は、施策の申出の処理に当たって必要があると認めるときは、にいがた食の安全・安心審議会の意見を聴くものとする。

４　県は、施策の申出の趣旨及びその処理の結果を公表するものとする。

にいがた食の安全・安心条例に基づく施策の申出事務取扱要綱　（抜粋）

第１　趣旨

この要綱は、にいがた食の安全・安心条例（平成 17 年新潟県条例第 81 号。以下「条例」という。）第 18 条の規定により県に対してなされる施策の申出に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第３　施策の申出に係る事務

３　施策の申出に対する処理

（３）　にいがた食の安全・安心審議会への意見照会

担当課室は、施策の申出があった場合は、原則として、あらかじめにいがた食の安全・安心審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

ただし、

ア　施策の申出の趣旨に沿った措置を講ずる場合であって、当該措置により申出者以外のものの権利利益に制限的効果を及ぼすおそれがないと認められる場合、

イ　施策の申出の趣旨が、以前になされ、かつ、処理されたものと同じであって、検討の基礎となる社会的状況その他の状況が以前の処理の時と何ら異ならないため、以前と同じ内容の処理を行う場合、

ウ　人の生命又は健康に対する危害の発生を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

は、この限りではない。

なお、ウの場合にあっては、施策の申出に対する処理を行った後、その結果を次回の審議会に報告するものとする。